

令和5年第6回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年6月28日（水）

午後3時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第6回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年6月28日、第6回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之 | 7 大木 秀春 |
| 2 吉川 充 | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚 | 9 井上 俊春 |
| 4 鈴木 寛幸 | 10 小泉 聡 |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 田川敦子 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠 |
| 4 | 主事補 | 束田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第12号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第13号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第32号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第33号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 3 時 30 分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和 5 年第 6 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、農地利用最適化推進委員の大木秀夫委員から欠席の届出を頂いておりますので、ご了承ください。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1 番加藤博之委員、8 番小野たづ子委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年 5 月 25 日（木）から令和 5 年 6 月 27 日（火）までの概要でございます。

先月、5 月 25 日（木）、この場所におきまして、令和 5 年第 5 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、3 筆の農地転用届、農地法第 5 条、8 件、10 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、2 件、6 筆、相続税の納税猶予に関する適格者証明についての 3 議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、5 月 26 日（金）に茅ヶ崎市民文化会館で開催された J A さがみ総代会に、会長が出席されています。

6 月 22 日（木）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

翌日 6 月 23 日（金）に横浜市内で開催された県農業会議通常総会に、会長が出席されています。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 2 件でございます。内容は資料に記載のとおりで、座間市農業委員会規程第 11 条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第12号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第13号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第12号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年6月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けまして、日程第4、報告第11号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年6月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けまして、日程第4、報告第13号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年6月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条の届出について、地目、田が2筆、地積、32.88㎡。畑が1筆、地積、161㎡。

法第5条の届出について、地目、畑が5筆、地積、1,329㎡。

合計としましては、田が2筆、地積、32.88㎡、畑が6筆、地積、1,490㎡、合計としまして、筆数合計、8筆、地積合計が、1,522.88㎡でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第5、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年6月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

申請人は、海老名市上郷一丁目■■■■、■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年4月29日から令和5年6月28日。

特例適用農地は、栗原字中丸■■■■、地目、畑、地積、1,289㎡でございます。

■■■■さんは現在、73歳で、平成13年に今回の農地を相続され、相続税の納税猶予を受けられており、今回で7回目の申請でございます。

場所につきましては、資料、案内図の4ページをご覧ください。

県立座間総合高校の東側の市街化調整区域の畑、1筆でございます。

■■■■さんは、海老名市に居住されていることから、海老名市農業委員会事務局に農業経営の状況を確認したところ、専業農家で、海老名市内に田、5反と畑、5反で、水稻、露地野菜を作られ、所有する農機具については、トラクター、田植機などを所有し、農業経営をされている方です。

また、農地の保全管理につきましても良好にされているとのことでした。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 先日の農地部会で現状を確認しております。現状は、作物としては何も作られておりませんが、ロータリーモアで周りの草だとか畑を畝ってある状態でした。

私の畑が近くにあるので、ずっとこういう状態かということ、年二、三回は、一、二か月は、きれいな間があるのですがけれども、何らかの作物を作られて、畑としては機能していると見ております。

畑の中にロータリーモア等が置いてあって、使えるような状態にはなっております。

以上です。

議 長 議案第31号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 現場を確認しましたが、問題はないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程6、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年6月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

申請人は、座間市入谷西二丁目■■■■、■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年6月26日から令和5年6月28日です。

特例適用農地は、入谷西2丁目■■■■、地目、畑、地積、1,008㎡でございます。

入谷西にお住まいの■■■■さんですが、平成7年に父親が亡くなりまして、この農地を相続し、今回、9回目の申請になります。

場所につきましては、資料案内図6ページをご確認ください。

入谷西2丁目のキャンプ座間の脇にある生産緑地の畑、1筆でございます。

■■■■さんは、現在、77歳でございますが、露地野菜を中心に農業経営に当たっております。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 先日の農地部会で確認をしましてまいりました。6ページのキャンプ座間の塀際に1段少し低い位置になっているのですけれども、物の見事な畑となっております、野菜類が10種類以上、植わっております。何点か代表で挙げてみますと。トマト、タマネギ、普通のネギ、ナス、サトイモ、トウモロコシ、ゴボウ、ニンジン、ピーマン、ジャガイモ等々が、物の見事に空地がないような形で植わっていて、非常によく管理されていると思われました。

以上です。

議長 議案第32号の地区担当委員は小林多賀雄委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小林委員 毎年、よく栽培されておまして。言うことはありません。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第7、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程7、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年6月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料7ページをご覧ください。

申請人は、座間市栗原中央一丁目■■■■、■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年7月28日から令和5年6月28日。

特例適用農地は、資料に記載しております、番号1から番号13までの、地目、畑、7筆、及び田、6筆の合計13筆となります。合計地積は、7,397㎡です。

すみません。ここで資料の記載に1点誤りがございました。

番号4の農地で小字の「中川原下」ですが、「川」ではなく、正しくは「河」となります。申し訳ございません。訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。

栗原中央にお住まいの■■■■さんですが、平成25年にこの農地を相続し、引き続き農業経営を行っている旨の証明書といたしましては、今回、3回目の申請になります。

場所につきましては、資料の案内図8ページから12ページをご覧ください。

いずれの農地も中河原近郊に位置する市街化調整区域の畑、7筆、田、6筆となります。

■■■■さんは現在69歳で、所有する農機具については、耕耘機、トラクターなどを所有し、稲作、野菜栽培を行っております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告と併せて地区担当委員としての発言を求め

ます。

飯島農地部会長 それでは、8ページを見ていただきたいと思います。

8ページの①については、トマト、ナス、ジャガイモ、ピーマンが植付けられています。②番、③番については、サツマイモが植付けられています。それから、次のページの④番については全面に稲が植付けられておりました。それから、⑤番、⑥番ですけれども、⑤番については、ネギが植わっております。⑥番については、カボチャ、ジャガイモ、ネギ、ズッキーニ、スイカという多種の野菜類が植付けてありました。

それから、⑦番については、作付けはされていませんが、できる状態に維持されています。

その次の⑧番、⑨番には、ネギ、サトイモ、トマト、ジャガイモ等が植付けられており、特に問題ないと判断します。それから、⑩番と⑪番は耕作がされていないのですけれども、引込みの水路がないので作付が今できないのだけれども、これから水路を引いてつけるような形で、働きかけを組合へしたいと本人は言っていました。期間はと聞いたら、これからやるので完成したら事務局へ報告しますということをおっしゃっています。⑫番、⑬番は稲が植付け済みでした。

以上です。

議 長 農地部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第33号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。最後の総会なので、何かあれば、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かございますか。

その他

・あっせん希望農地調査書について

議 長 それでは、農地の関係、今、報告がございましたようにありましたらよろしくお願
いします。

鈴木委員 この所有者は今までみんなここに記載されていたと思ったのですが、今回、記載は
ないのでしょうか。

事務局 すみません。私も自分で作っていてあれなのですけれども、今年度からなぜか所有
者の記載が漏れてしまっていて、ふだんでしたら足していただいている。今、この場
でお名前をお伝えさせていただきますので書き足しをしていただければと思うのです
けれども、所有者の方が、 さんという方です。お願いいたします。

以上です。

議 長 その他、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、以上をもちまして、令和5年第6回座間市農業委員会定例総会を閉会と
いたします。

午後3時57分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

1 番 _____

8 番 _____